

# 愛西市福祉避難所運営マニュアル (改訂版)

令和5年2月  
愛西市

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 はじめに
- 2 福祉避難所の意義と目的
  - (1) 福祉避難所とは
  - (2) 対象者等
  - (3) 開設時期

## 第2章 平常時における取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 対象者等の把握
- 2 指定福祉避難所の周知
- 3 物資・器材の確保
- 4 移送手段の確保
- 5 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

## 第3章 災害時における取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 開設から閉所までの流れ
- 2 開設の要請
- 3 運営職員の確保
- 4 スクリーニング
- 5 移送
- 6 必要物資の確保
- 7 福祉避難所避難者名簿の作成・管理
- 8 福祉避難所の統廃合及び閉所
- 9 費用の負担と報告

## 第1章 基本的な考え方

### 1 はじめに

愛西市（以下「市」という。）において災害が発生し、家屋の破損、ライフラインの途絶等が起こると、それまでの生活は困難となり指定避難所に避難されることが想定される。その中でも特別な配慮が必要な要配慮者については、指定避難所での生活が困難な場合もあり、状況に応じて福祉避難所を開設する必要がある。

市では、平成25年に「福祉避難所運営マニュアル」を策定し、順次「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結して福祉避難所の確保に努めてきた。

近年の風水害や土砂災害の発生、防災意識の高まりを受け、内閣府では平成28年4月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月改定）を策定している。

市では、このガイドラインを活用して「愛西市福祉避難所運営マニュアル（改訂版）」を作成し、災害時に福祉避難所が円滑に開設・運営ができるよう、平常時における取組み及び災害時における取組みについて示し、福祉避難所の開設から閉所まで時系列で基本的な事項等を取りまとめた。

なお、本マニュアルに記載のない事項及び各種様式については、『愛知県避難所運営マニュアル』の規定に沿って取り扱うものとする。

### 2 福祉避難所の意義と目的

#### (1) 福祉避難所とは

福祉避難所は、避難所生活において一定の配慮を必要とする方を対象とする避難所である。

災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設を「指定福祉避難所」とする。なお、広義の福祉避難所は、指定福祉避難所に加えて、協定等により福祉避難所として確保しているものも含む。

本マニュアルにおいては、協定等により福祉避難所として確保しているものを「一般福祉避難所」と表し、「福祉避難所」と表す場合は、「指定福祉避難所」及び「一般福祉避難所」の両方を含むこととする。

また、指定避難所において、要配慮者等が避難生活に困難が生じる場合など、状況に応じて指定避難所内に福祉避難スペースの確保に努めることとする。

#### (2) 対象者等

福祉避難所で受け入れる者は、愛西市地域防災計画の避難行動要支援者のうち、指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者であって、スクリーニングにより福祉避難所への避難が決まった者とその介護等にあたる最低限の家族等とする。

○対象者等の定義

対象者等	定 義
要配慮者	配慮を必要とする要介護高齢者、障害者、外国人等
避難行動要支援者	一人暮らし高齢者、要介護3以上の居宅者、身体障害者（1、2級）、知的障害者（A判定）、精神障害者（1級）、難病患者、その他必要な者
福祉避難所受入れ対象者	避難行動要支援者のうち、指定避難所での生活が困難で配慮が必要な者
福祉避難所避難者	福祉避難所の受入れ対象者でスクリーニングにより福祉避難所への避難が決まった者とその介護等にあたる最低限の家族等

(3) 開設時期

指定避難所において生活が困難な者が多数見受けられるなどの場合に、必要に応じて福祉避難所を開設する。そのため原則、災害発生時に最初から開設されるものではない。なお、開設日数は災害発生の日から最大7日間とする。

ただし、災害の規模等に応じて開設が必要と判断される場合は、発災後直ちに福祉避難所の開設を要請する。また、災害の規模が甚大で期限内に福祉避難所を閉所することが困難な場合は、必要最小限の期間を延長する。

《参考》（災害対策基本法施行令から抜粋）

(指定避難所の基準)

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

## 第2章 平常時における取組み

### 1 対象者等の把握

福祉避難所受入れ対象者は、避難行動要支援者の名簿対象者が想定される。市は、日頃から避難行動要支援者の名簿を作成し、状況把握に努める。

### 2 指定福祉避難所の周知

市は、指定福祉避難所がスクリーニングされた福祉避難所避難者とその介護等に当たる最低限の家族等のみが避難する施設であることを公示する。

### 3 物資・器材の確保

市は、福祉避難所の施設管理者（以下「施設管理者」という。）等とあらかじめ調整し、必要な物資・器材の備蓄を図る。

### 4 移送手段の確保

市は、指定避難所から福祉避難所への移送、あるいは福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送する場合、福祉避難所避難者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるように関係機関とあらかじめ協議する。

なお、福祉避難所等への移送に関しては、原則として福祉避難所避難者又はその家族等が行うものとする。

### 5 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

市は、災害時を想定した関係者による訓練を行い、施設管理者及び関係機関と連携して具体的な手順に関して確認する。

## 第3章 災害時における取組み

### 1 開設から閉所までの流れ

○開設から閉所までの流れのイメージ（「避難者」は「福祉避難所避難者」のこととする。）

時期	項目	福祉避難所	市災害対策本部（保険福祉部）
発災直後 ～ 3日以内	開設の判断	・施設の状況・職員の安否確認	・福祉避難所開設の必要性を検討・判断 ・施設の被害状況を把握
	開設準備	・避難スペースの設定 ・人材の確保 ・人件費の積算 ・必要物資の要請	・開設を要請 ・人材・物資・器材の確保 ・福祉避難所受入れ対象者のスクリーニング実施

3 日 目 以 降	開所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の受入れ</li> <li>・避難者名簿の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者及びその家族の受入れを要請</li> <li>・避難希望者の申請受付と利用決定</li> <li>・移送（必要に応じて）</li> <li>・避難者の受渡し</li> </ul>
	福祉避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援</li> <li>・運営のルール作り</li> <li>・物資の管理</li> <li>・状況報告書による報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営の支援</li> <li>・人材の派遣</li> <li>・物資・器材の供給</li> <li>・福祉避難所の状況把握</li> </ul>
	閉所準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の退所調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉所の検討</li> <li>・避難者の退所調整</li> </ul>
	閉所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の閉所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の閉所の決定</li> </ul>
閉所後	費用請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の費用の精算・請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費等費用の支払い</li> </ul>

※様式は、『愛知県避難所運営マニュアル』の様式を使用する。

○建物のチェック表

下記のチェックシートは参考です。チェックシートは建物の構造や階層によって異なります。

指定福祉避難所となる施設の構造等に合わせたシートを、内閣府の web ページから予めダウンロードしておく。

内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」  
<http://www.bousai.go.jp/iishin/kitakukonnan/index.html>

## 2 開設の要請

市は、指定避難所に避難してきた避難行動要支援者の人数、必要な支援内容等を勘案し、福祉避難所の開設が必要と判断した場合は、施設管理者へ開設を要請する。

## 3 運営職員の確保

市は、福祉避難所を開設したとき、必要に応じて担当職員を派遣する。大規模災害発生時は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者の協力を得て対応を図る。

## 4 スクリーニング

市は、指定避難所において福祉避難所に避難すべき対象者が避難していないか、指定避難所の中で問題が起きていないかどうかの調査、確認を行う。ただし、特別養護老人ホーム等の施設が特例的にショートステイの受入を実施する場合は、入所若しくは利用を優先する。

○スクリーニングの例 ※災害時は、状況に応じて柔軟かつ個別に判断すること

	区分	判断基準	避難・搬送先例
1	治療が必要	・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐	医療機関
2	日常生活に全介助が必要	・食事、排せつ、移動ができない	指定福祉避難所
3	日常生活に一部介助や見守りが必要	・食事、排せつ、移動の一部に介助が必要 ・産前、産後、授乳中 ・医療処置を行えない ・3歳以下の乳幼児とその親 ・精神疾患がある	指定避難所内の福祉避難スペース
4	自立	・歩行可能、介助がいない、家族の介助がある	指定避難所内の一般スペース

## 5 移送

福祉避難所等への移送は、原則として福祉避難所避難者又はその家族等が自ら行うものであるが、必要に応じて市が福祉避難所等へ移送する。

## 6 必要物資の確保

施設管理者は、食料や生活必需品などの物資等が不足する場合、市災害対策本部と協議を行い、必要分を確保する。

## 7 福祉避難所避難者名簿の作成・管理

施設管理者は、福祉避難所避難者の状況を把握するため、福祉避難所避難者名簿を作成し、随時更新する。

## 8 福祉避難所の統廃合及び閉所

福祉避難所では、避難者が減少した場合には、市災害対策本部は施設管理者と協

議を行い、統廃合を検討する。統廃合を決定したときは、福祉避難所避難者や介護者等に対し十分な説明を行った上、撤収が完了した後に統廃合を行う。

撤収完了後、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉所する。

## 9 費用の負担と報告

施設管理者が福祉避難所の設置及び管理運営に要した費用については、災害救助法に準じて市が負担する。

施設管理者は、市が負担すべき費用を協定書に基づき請求ができるように、運営等の費用について関係書類の整理、報告を行うものとする。

○福祉避難所開設までのフロー図

